

「非円形胴の圧力容器に関する基準」の定期見直しについて

1. 趣旨

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス特定設備で非円形胴を有する圧力容器及び非円形構造の耐圧部に対する技術基準については、特定設備検査規則関係 例示基準にそれらに対する材料、設計、製作、溶接、試験、検査等を包括的に規定したものがない。また、非円形胴に対する他の技術基準として代表的なものに、ASME Section VIII Div.1 の Appendix 13 及び JIS B8280 などがあるが、これらの技術基準には明確に規定されていない事項が多々あり、技術的解釈をよりいっそう明確にし、かつ規定対象をより広範囲とする補完的基準が必要とされていた。

本基準は、これらの必要性を踏まえ平成 17 年 7 月に制定され、現在は、特定設備検査規則の機能性基準に適合する詳細基準として特定設備検査等で活用されている。

本基準については制定から 5 年を経過するため定期見直しの時期に当たるが、特段の改正要望もなく、また引用 JIS の年度は変更する必要はあるものの技術的な内容の変更を要する点も見あたらないことから、本基準については、内容を確認することにより定期見直しとすることとしたい。

2. 見直しに関する内容

2. 1 制定プロセス

本基準は、平成 17 年に下記のプロセスを経て制定されている。現委員会体制による基準制定プロセスへの移行期であったため、前委員会体制により基準の作成及び審議を行っているが、現在の基準制定プロセスに準じ、パブリックコメントの募集等、公正、公平、公開の原則に基づいたプロセスを経ている。

2004 年 8 月： 高圧ガス保安協会の技術委員会／機器材料部会の下に「非円形胴の圧力容器に関する基準」作成専門委員会を設置、審議開始

2005 年 1 月：「非円形胴の圧力容器に関する基準」専門委員会原案 作成

2005 年 2 月：パブリックコメント募集

2005 年 3 月：「非円形胴の圧力容器に関する基準」機器材料部会 承認

2005 年 7 月：「非円形胴の圧力容器に関する基準」制定

2. 2 改正要望等

本基準について、特段の改正要望はない。また、本委員会前に各委員に基準を配付の上確認を依頼したが、改正すべき点の指摘はない。

2. 3 引用 JIS について

本基準は、JIS B8280 で規定され、活用されているところはそのまま最大限に引用する

ことを基本にし、JIS B8280 で明確でないところ、追加規定した方がよいところなどにつき追加補完する形で作成されている。参考とした周辺規格に大きな変更はなく、また引用している JIS 及びその年度版は下表の通りであるが、JIS の発行年度以外に変更すべき点はない。

なお、JIS の発行年度の見直しについては、技術基準の制定等に関する規程 第 14 条の規定により軽微な変更として取り扱うことが可能であり、規格委員会又は技術委員会の審議を経なくても良いこととなっている。(本基準では、引用している JIS の年度版は付表 (本文 31 頁 付表 1) にまとめて掲載されており、本文中には年度の記載がないことから、年度について修正を要するのは付表のみとなる。)

JIS No.	掲載年度	最新版年度	年度以外の修正要否	特記事項
JIS B 0190	1986	1986	否	
JIS B 8280	2003	2003	否	
JIS B 8266	2003	2006	否	JIS 規格からの引用箇所は附属書 8 図 29 (等価縦弾性係数比又は等価ポアソン比とリガメント効率の関連図) であり、2003 年版から図番及び内容の変更はない。
JIS B 8265	2003	2008	否	JIS 規格からの引用箇所は付図 8 (胴又はノズルネックとフランジの取付け a) 一体型フランジの図) であり、2003 年版から図番及び内容の変更はない。

3. 見直しプロセス

見直しプロセスは、次の通りとなる。なお、下記 2) にて改正すべきとの決議がなされた場合は、改正原案を作成の上、書面投票、パブコメ募集等を経て改正手続きを行うこととなる。

- 1) 圧力容器規格委員会前に委員各位に基準を配付し、基準の改正要否検討を依頼
- 2) 圧力容器規格委員会で、確認 (改正なし) にて定期見直しを終了して良いか審議・決議
- 3) 2) にて確認にて見直しを終了する件が決議された場合、本基準は確認されたとして定期見直しを終了
- 4) 事務局にて JIS 年度の修正に伴う規程改正を実施 (軽微変更のため、委員会審議の必要なし)
- 5) 改正決裁終了後の直近の規格委員会にて、変更内容 (引用 JIS 規格番号修正) につき報告

以上